ŌMIYA NEWS
No.267　2023年7月3日　JR東労組大宮地本

大宮支社による議事録確認違反が発生！

これは明らかに不当労働行為だ！

議　事　録　確　認

大地申第 18 号
「2023 年 3 月ダイヤ改正について」に関する申し入れ（その 2）の交渉経過において、別紙のとおり確認した。

令和 5 年 3 月 17 日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
企画総務部総務・広報・勤労ユニット
マネージャー　　井 上　淳

東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
業 務 部 長　　矢 口　昌 広

〔別　紙〕
（組　合）　「2023 年 3 月ダイヤ改正について」において「その他時間」を行路内の一部時間に指定していく事により、兼務発令を行っていく業務内容については「その他時間」における指示業務内容とすること。
（会　社）　乗務員行路に指定する「その他時間」において、営業統括センターの管理者等の指揮命令下で駅業務等を行うため、兼務発令を行うこととなる。

（組　合）　実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。
（会　社）　問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（令和 3 年 10 月 1 日締結）」に則り取り扱っていく。

「2023年3月ダイヤ改正について」の団体交渉において、乗務員への営業統括センターへの兼務発令は「その他時間」におけるものであることを確認しています。しかし、7月3日に Teams 配信された「大宮営業統括センターにおける大宮車掌区及び大宮運転区社員の業務拡大について」では、公募により出札や改札業務を行うことが示されています。

大宮地本は大宮支社に対し、議事録確認違反を指摘し、正式に提案を行い労使議論を求めてきましたが、支社は指摘を無視して強行しています。これは明らかな議事録違反であり、団体交渉確認違反、不当労働行為です！

いま営業職場は、若手社員の大量退職や新規採用抑制（２０２３年度・営業職場への新入社員の配属は<u>たった８名</u>！）により、明らかに要員が足りていません。ジョブローテーションによる営業職場への強制的な異動も多発しています！この様な状況だからこそ、大宮地本は労使議論を求めています！

団体交渉の形骸化・組合軽視の姿勢は許さない！